

那 環 廃 第 33 号
令和 2 年 6 月 30 日

調 査 対 象 者 様

那 覇 市 長 城 間 幹 子

照明器具(PCB 含有安定器)の保有状況に関する調査について(依頼)

平素より本市の環境行政にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本市では、ポリ塩化ビフェニル(PCB)を使用している業務用照明器具の使用及び保管に関する実態把握の調査を実施しております。

今回の調査については平成 30 年、平成 31 年(令和元年)に調査票を送付しましたが、未回答の方に対して調査票を再送しております。

PCB 使用安定器については処分期間が令和 3 年 3 月 31 日までとなっております。処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。

ご多忙中とは存じますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご回答いただきますようお願いいたします。

【調査対象者】

昭和 52 年 3 月以前に建築された事業用建物の所有者又は管理者

※店舗兼住宅、アパートやマンション等の共同住宅、倉庫、工場等が対象です。

一般住宅は調査対象外です。

【調査物】

業務用照明器具(蛍光灯、水銀灯)

【回答方法】

調査票をご記入の上、令和 2 年 7 月 31 日(金)までに同封の返信用封筒(切手不要)にてご郵送下さい。又は、電話、FAX、E-mailでも回答を受付しております。

【提出先・お問い合わせ先】

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1-1-1

那覇市 環境部 廃棄物対策課 産業廃棄物グループ

電話:098-951-3231 FAX:098-951-3230

E-mail:naha_k_haitai001@city.naha.lg.jp

- PCBは油状の物質で、安定器に内蔵されたコンデンサーの絶縁油等、様々な用途で利用されてきました。毒性が判明したことから、現在は製造が禁止されています。
- 使用中の照明設備についての留意事項
接触等により感電の恐れがあります。調査にあたっては、電気工事業者やビルメンテナンス会社等に、ご相談・ご確認ください。
- 本調査は、那覇市内の「昭和 52 年 3 月以前に建築された建物」の所有者又は管理者と考えられる皆様に送付しておりますが、調査対象建物の借主やテナント事業者、お心あたりがない場合はご連絡ください。
- 調査の内容や記入方法等について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。